○国土交通省告示第三百六十七号

建設工事統計調査規則（昭和三十年建設省令第二十九号）第八条の規定に基づき、平成十五年国土交通省告示第百九十四号（建設工事統計調査規則第八条の規定に基づき、建設工事受注動態統計調査票及び建設工事施工統計調査票を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

国土交通大臣　前田　武志

様式第一号第一面を次のように改める。

建設工事統計調査

国土交通省　建設工事受注動態統計調査票甲（共通）

㊙

様式第１号(第８条関係)

基幹統計調査
建設工事統計

平成　年　月分

提出期日　平成　年　月　日

この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

※この欄は、記入しないでください。

都道府県番号　※

※

許可　(大臣) 1　(知事) 2　※

※
事業所番号

[取扱注意]　この調査票は、機械で読み取りますので、汚したり、折ったり、丸めたりしないでください。

[記入上の注意]

1. 記入の際は、別にお配りした「記入の手引き」を参照してください。
2. 記入には、必ず黒鉛筆又はシャープペンを使用し、書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。
3. 調査票は機械で読み取りますので、下記の標準字体を手本に記入してください。

標準字体　1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

調査対象工事は、

Ⅱ. 受注高は、国内で施工されるすべての建設工事
Ⅲ. 公共機関からの受注工事は、
　1件５００万円以上のすべての元請工事
Ⅳ. 民間等からの受注工事は、
　以下の範囲のすべての元請工事
　土木工事及び機械装置等工事は、１件５００万円以上
　建設工事・建築設備工事は、１件５億円以上

Ⅰ. 企業等の概要（受注高がない場合でも記入してください。）

1. 企業名	
2. 所在地（都道府県名は省略できます。）	〒　－
3. 許可番号	国土交通大臣（　－　）第　号 知事（　－　）第　号
4. 経営組織（該当する番号を記入してください。）	1 個人　2 会社・会社以外の法人　回答「2」の場合
5. 資本金・出資金（支社・支店等の場合も記入してください。）	千億 百億 十億 億 千万 百万　会社・会社以外の法人のみ記入してください。

記入は黒鉛筆又はシャープペンで

(連絡先)

作成者氏名
所属課名
電話番号
内線

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

Ⅱ. 受注高（貴社で請け負った元請・下請工事の受注高を別々に記入してください。）

①消費税込みの金額を十万円単位で四捨五入し、百万円単位で記入してください。減額変更などで受注高がマイナスになった場合は、頭数字の左隣枠に「－」を付してください。②元請工事の受注高は公共機関・民間等の発注者別で記入し、共同請負工事(以下「JV工事」という。)は持分額を計上してください。

(単位：百万円)

工事種類＼発注者区分	元請工事の受注高 公共機関	元請工事の受注高 民間等	下請工事の受注高
	千億 百億 十億 億 千万 百万	千億 百億 十億 億 千万 百万	千億 百億 十億 億 千万 百万
土木工事			
建築工事・建築設備工事			
機械装置等工事			

公共機関から受注した元請工事のうち、1件５００万円以上の工事をすべて第２面のⅢ. に記入してください。

第２面へ

民間等から受注した元請工事のうち、1件５００万円以上の土木工事及び機械装置等工事、1件５億円以上の建築工事・建築設備工事、をすべて第２面のⅣ. に記入してください。